



新たな資格「認定介護福祉士(仮称)」の検討状況について

検討の背景について

平成23年1月、「今後の介護人材の養成のあり方について～介護分野の現状に即した介護福祉士の養成のあり方と介護人材の今後のキャリアパス～」という報告書が国から発表されました。その報告書の中で、「介護福祉士取得後のキャリアパスについては、現在のところ十分な仕組みがない。資格取得後の展望を持てるようにするためにも、その後のステップアップの仕組みが必要ではないか？」という問題提起が為されたことに端を発し、現在、新たなキャリアパスの方向性として、「認定介護福祉士(仮称)」という資格創設に関する議論が進められています。

認定介護福祉士(仮称)制度の狙い、役割、実務経験レベル、実践力等について

「認定介護福祉士(仮称)」創設には、主に3つの狙いがあるとされています。

1. 介護福祉士の資質を高め、利用者のQOLの向上、介護と医療連携強化と適切な役割分担の促進、地域包括ケアの推進など、介護サービスの高度化に対する社会的な要請に応える。
2. 介護福祉士に対する、他職種、事業者、利用者・家族等からの社会的な評価を高める。
3. 介護福祉士の資格取得後のキャリアパスを整備する。

上記を踏まえ、認定介護福祉士(仮称)には、次のような役割イメージ、求められる実務経験レベル、養成研修体系が想定されています。

《役割イメージ》

1. 介護チーム(ユニット等、5～10名の介護職によるサービス提供チーム)のリーダーに対する教育指導、サービスのマネジメントを行い、介護チームのサービスの質を向上させる役割
2. 利用者の生活支援において他職種と介護チームとの連携・協働を促進する役割

《実務経験レベル》

1. 実務経験7～8年以上。
2. 介護チームのリーダーとしての実務経験を有することが望ましい。
3. 居宅、居住(施設)系サービス双方での生活支援の経験をもつことが望ましい。(いずれかの経験がない場合には研修によって補うことも検討されています。)

《養成研修体系》

養成研修は現在、2段階で設計されています。

第一段階の研修(200～250時間程度)

→介護実践力の確立を図ることを目的とし、チーム運営、医療、リハビリテーション、心理・社会的ケアの知識を獲得・統合すると共に、チームにおける介護過程の展開を指導できる力を養成する。

第二段階の研修(200～250時間程度)

→認定介護福祉士(仮称)としての実践力の確立を図ることを目的とし、介護チームにおけるサービスマネジメント等の知識を学び、チームの介護実践の改善・指導力を養成する。

※研修体系については、「認定介護福祉士の研修を受講するような人材は現場においては中核的な役割を担っている場合が多く、これだけの研修時間を確保するのは、介護現場としてはかなり厳しいのでは？」という声が現場から上がっており、目下、短縮パターンの確立を進めています。(短縮パターンの研修カリキュラム案については、実証作業が始まる来月以降に開示される予定)

今後の流れ(推測)

認定介護福祉士(仮称)制度の導入開始時期等については、現時点ではまだ明言されていません。しかし、第1段階研修の検証作業が来月10月13日から一部の介護職を対象に開始されることが既に決まっていることから考えると、おおよそ次のようなスケジュールになることが推測されます。

- ・平成24年度⇒第1段階研修の検証開始(トライアルのため一部事業者の職員のみを対象)
- ・平成25年度⇒①第2段階研修の検証開始
 - ②(検証結果を受けて)第1段階研修の本格開始
 - ③認定環境の整備(認定機関の整備、認定プロセスの確立 etc)
- ・平成26年度⇒①(検証結果を受けて)第2段階研修の本格開始
 - ②平成27年度介護保険法改正との関連性を整理、確立
- ・平成27年度⇒認定介護福祉士(仮称)制度の本格推進開始

介護職員の新たなキャリアパスモデルとして推進されようとするこの認定介護福祉士(仮称)制度、国としても積極推進体制を敷いてくる可能性が高いと思われます(特定事業所加算やサービス提供体制強化加算等の体制加算要件に付加される etc)。

介護事業経営者としては今後の進捗に注目し、自社の経営にどのように活かすかについて、先んじて検討を進めておいたほうが良いかもしれません。

CB-TAGとしても、今後、最新情報が入り次第、皆様へ発信させていただきます。